

風景づくり計画見直し案について

(付議の要旨)

風景づくり計画見直し素案のパブリックコメント及び素案説明会を行い、その意見を踏まえ、風景づくり計画見直し案を取りまとめたので報告する。

1. 主旨

「風景づくり計画」は、景観法第8条に基づく景観計画として策定し、平成20年4月から運用しており、地域風景資産の選定の機会をひとつの基準として見直しを行うこととしている。

この間、平成25年度に第3回地域風景資産を選定したことを機会に、庁内に関係所管からなる検討体制を組み、現行の風景づくり計画における施策の検証など、風景づくり計画の見直しに向けた検討を行い、区民意見交換会等での意見および諮問機関である「世田谷区風景づくり委員会」における審議を踏まえ素案を作成した。

このたび、素案に対するパブリックコメント及び素案説明会を実施し、寄せられた意見を踏まえて「風景づくり計画見直し案」を取りまとめたので報告する。

2. 経過

平成25年11月	区政モニターアンケートの実施
12月5日	風景づくり委員会（諮問）
平成26年3月1日	風景づくりフォーラム2014開催 （計画見直しの周知及びアンケート実施、参加者150人）
3月25日	風景づくり委員会（見直し骨子（案）審議）
5月2日	政策会議（見直し骨子）
5月28日	都市整備常任委員会報告（見直し骨子）
6月14日	風景づくり計画見直し区民意見交換会開催
6月20日	風景づくり委員会（見直し素案審議）
8月25日	風景づくり委員会（見直し素案審議）
10月9日	風景づくり委員会（答申）
11月4日	政策会議（見直し素案）
11月11日	都市整備常任委員会報告（見直し素案）
11月14日～12月5日	パブリックコメントの実施
11月22日	風景づくり計画見直し素案説明会（参加者11人）
12月20日	風景づくり委員会報告（見直し案）

3. パブリックコメントの結果

期間 平成26年11月14日から12月5日まで

媒体 区のおしらせ せたがや特集号（11月14日号）、ホームページ

意見数 177件（122人）

意見と区の回答案：資料1

4. 風景づくり計画見直し案

資料2-1 風景づくり計画見直し案～概要版～

資料2-2 風景づくり計画見直し案

【主な修正点】

庁内調整による修正点

1) 風景特性基準の記述の追加

「第4章2(2)6)拠点基準 ●風景特性基準の方向性」へ加筆した(アンダーライン箇所)。

●風景特性基準の方向性

商業業務機能や文化情報発信機能が集積する拠点として、それぞれの発展の歴史を踏まえ、人々が訪れ交流するにぎわいあふれる風景づくりを目指します。また、広域生活・文化拠点としての都市計画などの内容について尊重しながら、にぎわいの風景づくりを進めていきます。

2) 届出対象規模の修正

「第4章3(2)1)一般地域 及び2)水と緑の風景軸」における工作物等の届出規模について、届出の効果や実効性を検討し、修正した。

修正前 河川等を横断する延長5m以上の橋梁

修正後 河川等を横断する延長10m以上の橋梁

パブリックコメントによる修正点

3) 建設行為等の誘導の考え方・・・NO. 16、NO. 34

「第4章1(1)建設行為等の誘導の考え方」の中で、区内で行われる建設行為等は全てが風景づくりに配慮した計画となり、その内の一定規模以上が届出対象であることを表記する。■建設行為等の流れの図の変更

4) 区民・事業者の支援方策について・・・NO. 53、NO. 55、NO. 61

「第9章1(2)3)区民が進める風景づくり」の②区民・事業者の支援方策について、情報提供及び風景づくり活動団体の登録・支援・助成の項目に、具体的な方策の記載を追記する。

5) 風景づくりの推進体制について・・・NO. 48、NO. 51

「第10章1(4)1)2)の策定・運用において、風景づくり委員会の調査や審議、区民意見を反映することを追記する。

5. 今後の予定

平成27年	2月	都市整備常任委員会報告(パブリックコメント結果・区案)
	3月	風景づくり計画策定 (周知期間)
	6月	新たな風景づくり計画による運用開始